

4. 金・為替の統制と国際金融政策

(1) 貿易の状況と貿易政策

昭和12年(1937年)7月の日中戦争勃発によって、わが国の国際収支は著しく悪化した(前掲表1-16)。しかも日中戦争はしだいに長期化の様相を呈していったから、国際収支の前途は容易ならざる状況にあった。戦時経済を維持していくためには軍需生産のための資材輸入は不可欠の要請であったし、他方国内の生産力を軍需品の増産に集中させなければならなかったから、輸出を増やすことにも制約があった。そうした矛盾の中で国際収支の均衡を図ろうとすれば、一方で国内の民需を極度に切り詰めるとともに、他方で貿易に対する統制を実施しなければならなかった。

すでに述べたように、政府は昭和11年12月、為替管理を強化し(昭和8年大蔵省令第7号改正省令施行)、さらに昭和12年に入るといわゆる「輸入為替管理令」を施行することによって輸入の統制を開始した。それにもかかわらず、昭和10年

表4-1 貿易収支の推移(IMF方式)

(単位:百万円)

昭和年	輸出	輸入	貿易収支
11	2,817 (+7.6)	2,928 (+11.8)	△ 111
12	3,335 (+18.4)	3,955 (+35.1)	△ 620
13	2,897 (-13.1)	2,836 (-28.3)	61
14	3,933 (+35.8)	3,127 (+10.3)	806
15	3,960 (+0.7)	3,709 (+18.6)	251
16	2,949 (-25.5)	3,110 (-16.1)	△ 160
17	2,089 (-29.2)	1,915 (-38.4)	174
18	1,927 (-7.8)	2,380 (+24.3)	△ 453
19	1,298 (-32.6)	1,947 (-18.2)	△ 649

(注)1. 本表は台湾、朝鮮の輸出入を含む。

2. 貿易収支の△印は輸入超。

3. かっこ内は前年比増減率(%)。

(出所) 山沢逸平・山本有造『貿易と国際収支』(「長期経済統計」14) 東洋経済新報社、昭和54年、236~237ページにより作成。

にはわずかながら黒字を示していた貿易収支(IMF方式)は翌11年には1億円以上の赤字に転じ、さらに12年には赤字幅は6.2億円へと拡大した。これは、輸出が着実な伸びを示したにもかかわらず、それ以上に輸入が急増したためであった(表4-1)。こうした状況から政府は、昭和12年8月14日、「貿易及関係産業ノ調整ニ関スル法律」(い

いわゆる「貿易調整法」、法律第73号）および「貿易組合法」（法律第74号）を公布した。前者（9月27日施行）は貿易審議会の議を経て輸出入の一時的制限ないし禁止を行う権限を政府に与えるものであり、後者（9月10日施行）は従来の輸出組合法を廃止し、輸出組合と並んで同じく統制実務機関である輸入組合を作らせ、輸出入組合による統制を実施しようとするものであった。⁽¹⁾

以上の2法は、いわば準戦時的な立法であったが、その後日中戦争が拡大すると、本格的な戦時立法が制定されるようになった。貿易面での戦時立法は昭和12年9月10日公布施行の「輸出入品等ニ関スル臨時措置ニ関スル法律」（いわゆる「輸出入品等臨時措置法」、法律第92号）であった。この法律は政府が命令によって指定した物品の輸出・輸入の制限または禁止をなしうること（第1条）、また輸入の制限その他の事由によって需給関係の調整を必要とする物品については、それを原料とする製品の製造・配給・消費等につき必要な命令をなしうること（第2条）を定めている。つまりこの法律は単に貿易のみならず、物資の生産・流通・消費という広範な分野について政府に強力な権限を与えたものであり、それゆえにこの法律は戦時貿易統制の基本法規となっただけでなく、その後の戦時経済統制の多くが、この法律に基づいて実施されることになった。この法律による物品の指定は10月11日「臨時輸出入許可規則」（商工省令第23号）によって行われ、輸入については272品目、輸出については7品目に許可制がしかれた。⁽²⁾

以上のような貿易統制、とくに輸入に対する厳しい抑制措置によって、昭和13年の消費財や中間財の輸入は大幅に減少した（表4-2）。しかしこの輸入の減少は一方で物価騰貴を招くとともに、他方で輸出用原材料の不足という事態をもたらすことになった。これは結局輸出の減退、したがって輸入力の減殺という悪循環に陥ることを意味していた。賀屋蔵相の下で強調された「国際収支の適合」が、池田蔵相（昭和13年5月近衛内閣改造により就任）の下で「輸出の振興」と衣がえされたのはこのためであった。⁽³⁾

輸出振興策としてまず重要な役割を果たしたのは「輸出入リンク制度」の実施である。昭和12年10月にまず「商品別リンク」が実施され、次いで昭和14年1月から「特殊リンク制」が導入された。⁽⁴⁾ このほか中小輸出産業の原料取得難を緩和

第2章 戦時統制下の日本銀行

表 4-2 需用用途別工業品輸入額

(単位：百万円)

昭和年	消費財	生産者耐久財	建設材料	中間財	合計
10	141.2(5.8)	155.9(9.9)	76.4(6.4)	900.1(21.5)	1,273.6(17.1)
11	139.7(△ 1.1)	149.5(△ 4.1)	76.0(△ 0.5)	967.0(7.4)	1,332.2(4.6)
12	161.4(15.5)	236.0(57.9)	119.6(57.4)	1,581.1(63.5)	2,098.1(57.5)
13	122.5(△24.1)	314.9(33.4)	85.9(△28.2)	1,254.8(△20.6)	1,778.1(△15.3)
14	154.7(26.3)	296.7(△ 5.8)	99.8(16.2)	1,598.1(27.4)	2,149.3(20.9)
15	224.7(45.2)	278.0(△ 6.3)	122.2(22.4)	1,701.9(6.5)	2,326.8(8.3)

(注) カッコ内は前年比増減(△)率(%)。

(出所) 塩野谷祐一推計「需用用途別工業品輸入額(当年価格)1874~1940年」(大川一司・南亮進編『近代日本の経済発展』東洋経済新報社、昭和50年、所収)611ページ。

する措置として、昭和14年6月以降全国8か所に輸出品原材料配給の特殊会社が設立された⁽⁵⁾。また政府の輸出損失補償制度(昭和5年5月公布の「輸出補償法」による)については、昭和12年6月から適用地域の拡大、補償料の引下げ等を実施したほか、13年8月には輸出資金前貸損失補償制度を、また14年5月には輸出品製造資金前貸損失補償制度を実施した。第1の輸出損失補償制度は銀行の荷為替手形買取りによって生じた損失を補償するものであったのに対し、後二者は銀行の輸出前貸金融について生じた損失についても補償を行おうとするものであった⁽⁶⁾。もっとも外貨取得につながらない円ブロック地域に対する輸出は、むしろ抑制されたことはすでに述べたが、見方を変えればこうした措置は円ブロック地域の安定や発展と矛盾するものであったことも否定できない。なお後述の外国為替基金(昭和13年7月23日設置)も輸出のために必要な原料の輸入促進をねらった、輸出振興策の一つであった⁽⁷⁾。

昭和13年の貿易は縮小均衡の形をとりながら、一応は若干の黒字を計上したが、翌14年には輸出が急増し、貿易収支の黒字も大きくなった。これには前述の輸出振興策が漸次効果をあげたという面もあったが、同時に同年の輸出価格指数が前年比25%も上昇していること、輸出伸長の主因は円ブロック向け輸出にあったこと⁽⁸⁾(第三国向け輸出は名目で前年比20%増であるから、実質では前年比マイナスとなる)などを考慮すると、同年の輸出額急増の実態は国際収支上必ずしも喜べる内容のものではなかった。さらにこの年のわが国貿易にとって特記すべき

ことは、同年7月アメリカから「日米通商航海条約」を破棄する旨の通告を受けたことであった。この結果それから6か月後の昭和15年1月をもってこの条約は失効した。アメリカはわが国の貿易相手国として輸入で第1位、輸出で第2位という重要な地位を占める国であっただけに、この条約の廃棄通告は、わが国に大きな衝撃を与えた。⁽⁹⁾ 当時の本行「調査月報」もこの件に関し「米国政府の意図が結局ハル国務卿の所謂『米国の權益を擁護し且つ助長する為め』自由の地位を獲得し、更に必要に応じ対日経済圧迫の手段を採用せんとしたるにあることは殆ど疑を容れざるべく、之が今後の成行は極めて警戒を要すべし⁽¹⁰⁾」と述べている。

昭和14年9月に欧州戦争が始まると、各国が輸入制限や為替管理を強化しただけでなく、通商航海路が危険となり、これらがわが国の輸出を制約した。さらに数次にわたるポンド為替管理の強化によって、スターリング・ブロック向け輸出の代金回収が困難となり、外貨獲得の見地からも、これら地域への輸出継続は不適當となった。こうした情勢から政府は、輸出手形買取承認制（特定地域向けの輸出手形の為替銀行買取りについて個別に承認を要する扱い）の適用地域を、昭和15年6月以降イギリス本土およびアフリカに拡大した機会に、この制度を利用してスターリング・ブロック向け輸出を円為替決済とするよう指導することにしたので、この面からも輸出は抑制された。⁽¹¹⁾ 同年7月本行外国為替局長から役員に提出された文書によれば、昭和14年中における第三国向け輸出（18.5億円）のうち、欧州戦争の結果、輸送面・為替面でなんらかの支障を生じた国に対する輸出額は半分近く（8.9億円）に達したとしており、したがってこの際「輸送不能に陥りたる諸国向に付ては兎も角、為替自由ならざる諸国向輸出に付ては此際何等かの対策を樹立」することが必要であるという観点から、その具体策を検討し、その結果できるだけ円建て輸出とすべきであるとし、この考えに基づき政府・本行・横浜正金銀行間で協議が行われ、漸次実行に移されていると報告している。⁽¹²⁾ 他方欧州戦争の勃発はわが国の輸入にも大きな影響を及ぼした。交戦諸国およびその植民地が軍需物資を確保するために、輸出の制限・禁止を実施したからである。こうしてわが国の第三国貿易は縮小の方向をたどり、わが国は必需物資を確保するうえで、著しく困難を感ずるようになった。⁽¹³⁾

こうしてわが国は貿易体制を再構築しなければならないことになり、昭和15年7月、政府は「戦時貿易振興対策」を閣議決定した。これは輸出用原材料確保と輸出統制の二本建てによって戦時貿易体制を整備しようとしたものであった。この方針に基づいて、輸出原材料の配給については輸出品原材料配給会社を統合して「日本貿易振興会社」（昭和16年1月業務開始）が、また製品の買取り・販売統制については昭和15年11月の「繊維製品輸出振興会社」をはじめとして、商品別の輸出振興会社が設立された⁽¹⁴⁾。

ところがこの「戦時貿易振興対策」が決定されてから間もない15年9月23日に、わが軍はフランス領インドシナ北部へ進駐し、次いで同月27日にはわが国は日独伊三国同盟を締結したが、これらはアメリカ・イギリスを中心とする、いわゆる反枢軸国とわが国とを決定的に対立させることになった。すでにわが国は同年の初めごろから、第三国からの輸入依存を脱却する方針を固めつつあり、そのために勢力圏を拡大することによって事実上の自給体制を作ろうとしていた。同時に最悪の事態を予想して、勢力圏内で自給不可能な物資を急いで第三国から輸入しておくことも必要と考えられた。日中戦争勃発後における輸入政策の基本は、輸入の抑制による外貨の節約にあったが、いまや通商関係途絶前に、外貨をできるだけ重要物資に変えておくという方針に転換されたのである⁽¹⁵⁾。こうして昭和15年度には多額の繰上げ輸入（物動計画における輸入力の枠内での時期の繰上げ）や特別輸入（物動計画における輸入力の枠外の輸入で、本行正貨準備の流用等によるもの）が行われた⁽¹⁶⁾。他方、昭和15年1月にわが国との通商条約を失効としたアメリカは、同年6月の工作機械をはじめ、アルミニウム（7月）、ゴム（7月）、くず鉄（10月）等の重要物資について対日輸出禁止ないし輸出制限措置を次々と実施し、わが国に対する経済圧迫を強めた。

こうして昭和16年に入ると第三国輸入は縮小し、円ブロックからの輸入の比重が大きくなった（前掲表1-17）。しかしわが国が戦時経済を支えていくための必需物資を円ブロックだけから調達することは不可能であったから、第三国貿易の持つ重要性は、その比重の低下とは逆に、ますます高まったともいえる。政府が昭和15年12月に第三国向け輸出振興策（貿易振興応急対策）を閣議決定したのは

このためであった。⁽¹⁷⁾さらに昭和16年5月14日に「国家総動員法」の発動により「貿易統制令」(勅令第581号)が公布(翌日施行)され、政府は必要があると認められた場合には、輸出入を命令し、または制限・禁止できることになった。前述の「輸出入品等臨時措置法」においては、政府は輸出入について制限・禁止をすることができる旨規定しただけであったが、この「貿易統制令」では、さらに積極的に輸出入を命令することができることにした点に重大な変化が認められる。それは貿易の国家管理ともいえるものであった。⁽¹⁸⁾

昭和16年以降における第三国貿易の縮小は、わが国の関心を対南方諸国貿易に向けさせることになった。昭和16年1月に政府は南洋貿易を一元的に統制することにし、同年4月にはその中枢的統制機関として「南洋貿易会」を設立した。また南方諸国に対し、通商増進のための外交交渉も積極的に行われた。その結果、昭和16年5月には日・仏印(フランス領インドシナ)経済協定が調印され、さらに両国の貿易の具体的内容についての別途の協定も成立した。しかし蘭印(オランダ領東インド)との通商交渉は難航し、昭和16年6月にはついに交渉は打ち切られた。政府はこの対蘭印交渉の失敗を仏印・タイとの関係強化によってカバーしようとして、7月28日に、フランス領インドシナ南部に軍隊を進駐させた。このことはわが国とアメリカ・イギリス・オランダとの対立関係をいっそう深刻なものとする結果になった。⁽¹⁹⁾

昭和16年12月に始まった太平洋戦争によって、わが国の貿易は円ブロックを含む、いわゆる「大東亜共栄圏」内にほとんど限定され、そのほかはドイツ・イタリア等との間に若干の取引関係が残るだけとなった。翌17年1月に設立された「日本貿易会」(その後5月には「貿易統制会」と改称)は、この共栄圏内貿易の一元的統制機関としての性格を持つものであったが、南方占領地との貿易は軍の直接管理の下に置かれ、貿易統制会の活動範囲から除外されていた。また貿易統制会はあくまで統制機関であって、自ら経済行為を行うことは認められていなかった。そこで、単一の経営体によって一元的に全貿易を行うべきであるとの意見が有力となり、昭和18年6月に政府・民間共同出資による「交易営団」が誕生した。これはまさに国家貿易の出現であったが、軍の管理下にある南方占領地と

の貿易のほか、一部物資の取扱いは交易営団の業務から除外されていたから、貿易の一元化は政府の希望にもかかわらず、ついに実現しなかった。⁽²⁰⁾

こうした戦時期の貿易体制の中で、貿易圏のみならず貿易の規模そのものもしだいに縮小していった。名目貿易額でみても昭和15年をピークとして翌年以降大幅に減少しているが、この間外貨獲得にはつながらない対円ブロック貿易が増大したこと、またわが国の物価はかなりのテンポで上昇していたことを考えると、実質的な意味における貿易縮小の傾向は、かなり顕著なものであったといえよう（表4-3）。さらに戦争末期になると船腹の喪失が貿易の縮小傾向に拍車をかけた。こうしてわが国は戦争継続に不可欠な資材調達にも事欠く事態に追いつめられていった。

表 4-3 内地貿易の名目額と実質額

(単位：百万円)

昭和 年	名目貿易額			実質貿易額			(参考) 物価指数
	輸出	輸入	計	輸出	輸入	計	
12	3,175	3,783	6,958	2,399	2,859	5,258	132.3
13	2,689	2,663	5,353	1,931	1,908	3,839	139.6
14	3,576	2,917	6,494	2,319	1,892	4,211	154.2
15	3,655	3,452	7,108	2,114	1,997	4,111	172.9
16	2,650	2,898	5,549	1,445	1,581	3,026	183.4
17	1,792	1,751	3,544	909	888	1,797	197.2
18	1,627	1,924	3,551	778	920	1,698	209.1
19	1,297	1,944	3,242	557	835	1,392	233.0

(注) 実質貿易額は右欄の物価指数（昭和8年平均基準の卸売物価指数）によって名目貿易額をデフレートしたもの。なお一部原本の誤りは修正した。

(出所) 日本銀行調査局特別調査室「満州事変以後の財政金融史」（日本銀行調査局編『日本金融史資料』昭和編第27巻、大蔵省印刷局、昭和45年、所収）281ページにより作成。

- (1) 大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第13巻、東洋経済新報社、昭和38年、334～336ページ。
- (2) 同上、336～338ページ。
- (3) 日本銀行調査局特別調査室「満州事変以後の財政金融史」（日本銀行調査局編『日本金融史資料』昭和編第27巻、大蔵省印刷局、昭和45年、所収）164ページ。
- (4) 通商産業省編『商工政策史』第11巻、商工政策史刊行会、昭和39年、307～312ページ。
この輸出入リンク制は、昭和16年、アメリカ・イギリス・オランダとの経済断交以後、事

実上実施不能となり、自然消滅の形となった。

- (5) 同上、312ページ。
- (6) 商工省貿易局「輸出振興と損失補償制度」(前掲『日本金融史資料』昭和編第32巻、昭和47年、所収) 260～263ページ。
- (7) 前掲『昭和財政史』第13巻、268～269ページ。
- (8) 山沢逸平・山本有造『貿易と国際収支』(「長期経済統計」14) 東洋経済新報社、昭和54年、195ページによる。
- (9) 前掲『昭和財政史』第13巻、359ページ。
- (10) 日本銀行「日本銀行調査月報」昭和14年7月(前掲『日本金融史資料』昭和編第8巻、昭和39年、所収) 700ページ。
- (11) 日本銀行保有資料。
- (12) 日本銀行保有資料。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (13) 前掲「満州事変以後の財政金融史」166ページ。
- (14) 同上、166ページ。
- (15) 原朗「日中戦争期の外貨決済(2)」(東京大学経済学会『経済学論集』第38巻第2号、昭和47年7月) 62～63ページ。
- (16) 同上、63ページ。
- (17) 前掲「満州事変以後の財政金融史」166ページ。
- (18) 前掲『昭和財政史』第13巻、394ページ。
- (19) 同上、396～401ページ。
- (20) 前掲「満州事変以後の財政金融史」276～278ページ。

(2) 為替政策

為替相場の統制

既述のように、昭和9年(1934年)10月以降、横浜正金銀行は為替相場を1円 = 1 シリング 2 ペンスにペッグしていたが、昭和12年の国際収支の急速な悪化の中で、この1 シリング 2 ペンスの線を維持するのはとうてい不可能であるとする声も少なくなかった⁽¹⁾。しかし政府はこの為替相場をなんとか維持しようとした。もっとも、そのために際限なく金現送を続けることはできないので、政府・本行は為替銀行間に為替相場に関する協定を締結させることによって、為替相場を維

持しようという方針をとり、本行がそのあっせんに乗り出した。その結果、昭和12年8月21日、本邦為替銀行間に次のような協定が成立し、23日から実施された。⁽²⁾

- 一、対英電信売相場を最低壹志式片となすこと
- 二、英貨以外の通貨為替は対英相場を基準とし各行合理的に之を定むること
- 三、対英買相場は九十日 Bank bill 最低壹志式片拾六分壹となすこと
- 四、対英相場は直先同値とすること、但し資金調整を目的とするインターバンク乗替取引には妥当なる開を認むること
- 五、三ヶ月を超ゆる先物取引は各通貨為替を通じ売買共原則として之を為さざること、但し大蔵省が相手方の取引行為に付許可を与へ居る場合又は大蔵省の了解を得たる場合に限り之をなし得ること

続いて同月26日には外国銀行もこの協定に参加した。こうしてわが国の対英ポンド為替相場は事実上公定されることになった。しかしこの協定は対米ドル相場については各行の裁量にゆだねていた結果、その市中相場はしばしば対英基準相場と米英クロス・レートから裁定される相場を下回り、それがまた対英ポンド相場を軟化させる傾向にあった。そのため対米ドル相場についても対英ポンド同様、基準を設けるべきであるとの声がしだいに高まった。例えば『中外商業新報』は、前記為替相場協定が成立してまだ1か月もたたない9月18日付の社説で、そうした主張を展開している。しかも対米ドル相場の軟化傾向は、昭和13年に入るとヨーロッパの政局不安によっていっそう加速されることになった。

こうして本行は再び為替銀行間のあっせんに乗り出し、昭和13年3月22日、対米ドル相場に関する新しい協定を成立させた（実施は23日）。この協定の重要な部分⁽³⁾を抜粋すれば次のとおりである。

第一、現 物

- 一、電信売相場は前日の米英クロス大引相場より対英一志二片にて裁定したる相場に拠ること、右相場に関し相場の刻みは原則として $\frac{1}{16}$ とし端数は切捨計算すること
- 二、米英クロスに激変ある場合は右に拠らざるを得ること、但し此の場合に於ては大蔵当局の承認を得ること

三、～六、〔省 略〕

第二、先 物

一、電信及参着払送金手形売相場は

(1) 本年四月末日迄は

(A) 受渡期が翌月応当日の前日迄のものは現物と同相場とすること

(B) 受渡期が翌月応当日以後第三月応当日の前日迄のものは現物より $\frac{1}{16}$ 低とするを得ること(C) 受渡期が第三月応当日以後第四月応当日の前日迄のものは現物より $\frac{1}{8}$ 低とするを得ること〔但し書省略〕

(2)～(4)〔省 略〕

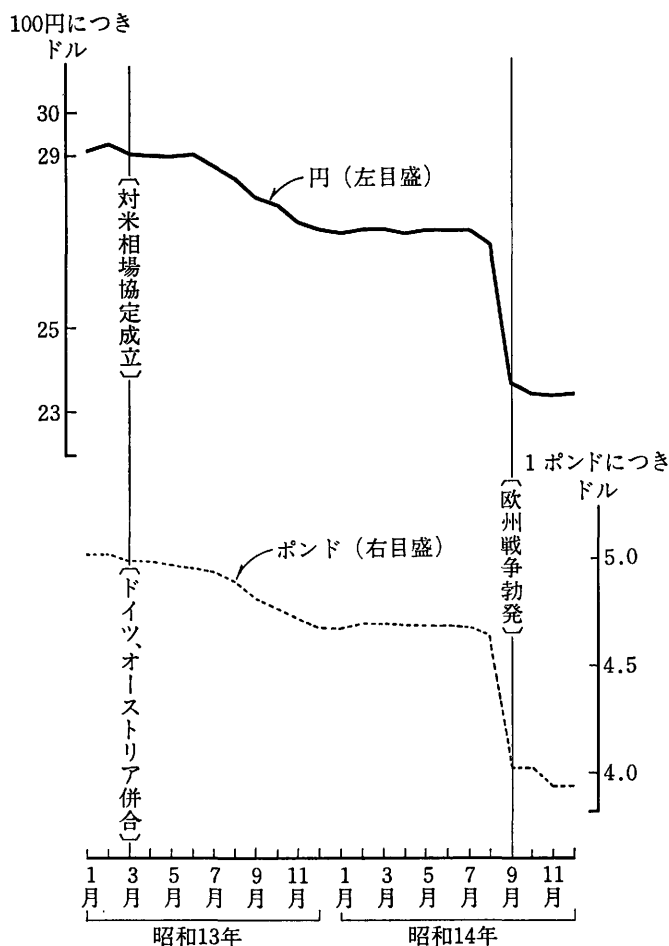
二、〔省 略〕

第三、其の他〔省 略〕

これによって3月23日以降円の対米ドル相場は対英1 シリング 2 ペンスと米英クロス・レートから機械的に裁定されることになった。もっともこれは為替銀行（外国銀行を含む）間の、いわゆる「自治的統制」であったが、さらに政府は同年4月5日から為替管理を強化して、為替銀行の外国為替売買等について包括許可を要することにし、前述の協定相場によって為替取引を行うことをその許可条件としたから、この協定相場は、事実上「公定相場」となって、各為替銀行に強制されることになった。⁽⁴⁾

そのころヨーロッパでは、1938年3月にドイツがオーストリアを併合するなど緊張が高まっていたが、このような政情不安は英ポンドに対する信認を動揺させることになり、同年2月に対米5ドルを上回っていた英ポンド相場は、3月には5ドルを割り、以後も軟化を続けた。1939年に入ってポンド相場はイギリスのポンド買支え措置によって比較的安定していたが、同年3月のドイツ軍のプラハ占領、同年8月の独ソ不可侵条約締結と戦争の危機が高まる中で、イギリスのポンド相場支持政策もしだいに困難になった。そして8月24日、イギリスはついにポンド相場支持政策を放棄した。⁽⁵⁾ このためポンド相場は暴落したが（月末4ドル28セント）、さらに9月1日の欧州戦争勃発によって再び暴落した（9月5日、4ドル6セント、図4-1）。こうした状況のもとでイギリスは9月4日に厳しい為

図4-1 円および英ポンドの対米ドル相場（月中平均）



(出所) 日本銀行調査局『本邦経済統計』昭和14年。

替管理を実施するとともに、翌5日には対米ドル相場を売り4ドル2セント、買
 い4ドル6セントと公定した。⁽⁶⁾

以上のようなポンド不安に対処して、ヨーロッパ諸国では戦争勃発前の8月末
 から、本国通貨をポンド・リンクからドル・リンクに改める動きがみられた。こ
 れに対しわが国の場合は、為替銀行間の申合わせにより9月15日以降、米英クロ
 スによる対米ドル相場裁定を一時停止し、対米ドル相場を一応23ドル $\frac{5}{16}$ としたも
 のの、英ポンド・リンクの建前は崩さなかった。⁽⁷⁾もっとも当時、新木栄吉外国為
 替局長は私見として、英ポンドの価値および交換性に不安がある状況にかんが

み、この際ポンド・リンクをドル・リンクに改めるべきであるとの意見書を結城総裁に提出している。⁽⁸⁾しかしこの意見が実現したのは、それから1か月以上も経過してからで、10月24日をもって前述の1円=1シリング2ペンスを基準とする英ポンド・リンクの為替相場協定が廃止され、25日から新しく100円=23ドル $\frac{7}{16}$ ⁽⁹⁾(現物、先物とも)の対米ドル相場を基準とする新協定が実施された。

当時わが国の貿易は輸出ではポンド建てが多く、反対に輸入ではドル建てが多かったから、英ポンドは受超であるのに対し、米ドルは払超という状況にあった。⁽¹⁰⁾したがって円のポンド・リンクを続けている中で、もし英ポンド相場が下落すれば、それは円の対米ドル相場の下落を通じてわが国の輸入品価格の高騰を招き、国内物価の上昇傾向に拍車をかける危険があった。さらに英ポンドの米ドルへの交換性が認められないという事態にでもなれば、わが国は深刻なドル不足に陥ることも予想された。したがってポンド・リンクをドル・リンクに改めることによって、円の対米ドル相場を安定させ、輸出手形をできるだけドル建てにさせようとするのは当然の措置であったといえよう。この点について新木外国為替局長は、その後間もなく開かれた部局長支店長会議において当時の状況を次のように述べている。⁽¹¹⁾

〔引用者注：わが国がイギリスに対し為替管理の運用につき質問したところ、正常取引によるものであれば公定相場によってポンドとドルの交換に应ずる旨の回答があったという説明があり、以下が続く〕然るに其後に於ける実情は英国側は公定相場を以て自由に弗貨を提供せず且紐育市場に於て闇取引は米英クロスの動揺常なく日本の磅リンクをして不安ならしめたり、既に対米為替は二十三弗台迄下落して居ることとなり生糸の値上り其他国内情勢に及す影響大なりと考へられたり、之が磅リンクより弗リンクに変更するに至りたる大なる原因なり

ドル・リンクへ移行の際に採用された前記の対米ドル相場は実施前日(10月24日)の横浜正金銀行の建値であった。また対英ポンド相場については、この対米ドル相場と米英クロス・レートから裁定される相場によることを建前としたが、本行・大蔵省・横浜正金銀行三者間の覚書により、当分の間裁定相場が1シリン

グ2ペンスを下回る場合にも、1シリング2ペンスで相場を建てることにした⁽¹²⁾。つまり実際上は新協定による為替相場を、実施前日の水準に固定しようとしたのである。その意味で、これは現状維持策であったが、約2か月前の欧州戦争勃発前と比較すると、円の対米ドル相場は15%弱切り下げられるという結果になっていた。したがってこの新レートは、当時の国内物価が上昇した中で、輸出競争力を回復しようとする意図を含んでいたという解釈⁽¹³⁾が成り立ちうるものであった。ただポンドの対米ドル相場はその後も下落を続けたので、実際には円の対英ポンド相場もそれにつれて改定された。とくに1940年5月10日、ドイツ軍がオランダ・ベルギーに進攻すると、英ポンドは大暴落し、一時は2ドル90セントという安値を示した。こうした情勢から為替銀行のポンド建て輸出手形の買渡り傾向が強まっていたが、5月11日、為替銀行が協議した結果、英ポンドに関する為替協定は一時停止されることになり、ポンド系通貨の為替相場はノミナルなものとなった⁽¹⁴⁾。

昭和16年12月8日の太平洋戦争開始によって対米ドル相場を基準とする為替相場の意義は失われた。そこで政府は同月28日、「為替相場公定措置要綱」を発表し、次のような諸点を明らかにした⁽¹⁵⁾。

イ、為替相場は米英貨基準で裁定する方式を廃止して、政府が各国通貨の本邦通貨に対する換算率を直接決定する。

ロ、相場の表示はすべて円貨によって行う。

ハ、相場は売相場、買相場の区別をせずに一本建てとし、為替銀行等に一定の手数料の徴求を認める。

ニ、相場は大蔵大臣が決定し、一切の取引はこれによらせる。

ホ、敵性通貨の公定相場はこれを建てない。

こうして政府は翌29日、「外国為替管理法ニ基ク外国為替相場取極ニ関スル命令ノ件」(大蔵省令第79号)を公布し、昭和17年1月1日以降は、政府が為替相場を公定し、これを大蔵大臣が告示することになった。ただし政府が為替相場を公定するといっても、事実上は従来と同様、政府・本行・横浜正金銀行の三者で協議することになっていたし、この新制度によって告示された相場も同盟国および中立国の通貨の従来相場を、そのまま公定相場としたものであったから、為替

相場の実態に変化が生じたわけではない。なお昭和17年1月1日実施の公定相場は次のとおりであった。⁽¹⁶⁾

通貨の種類	円	換	算
インドシナ貨	100	ピアストルにつき	97円60銭
タイ貨	100	バートにつき	155円70銭
ドイツ貨	100	マルクにつき	170円50銭
イタリア貨	100	リラにつき	22円35銭
フランス貨	100	フランにつき	9円30銭
スイス貨	100	フランにつき	98円90銭
スウェーデン貨	100	クローナにつき	101円50銭
ポルトガル貨	100	エスクードにつき	17円30銭
アルゼンチン貨	100	ペソにつき	101円80銭
ブラジル貨	100	ミルレイスにつき	21円80銭
チリ貨	100	ペソにつき	13円75銭
ペルー貨	100	ソールにつき	65円50銭

以上のうちにはその後国交断絶等により公定相場から削除されたもの（ブラジル貨・チリ貨）あるいは相場が改定されたもの（イタリア貨）もある。⁽¹⁷⁾ また、いわゆる敵性通貨（米ドル・英ポンド等13種——昭和17年1月現在）については前述のように相場の告示は行われなかったが、実際にそうした通貨を取り扱うケースはありうるので、それに適用すべき相場を大蔵省から為替銀行に通ちょうの形で指示していた。⁽¹⁸⁾

外国為替基金

国際収支の赤字決済のため、昭和12年中金の海外現送を続けた結果、後述のように翌13年に入ると金資金特別会計が前年中に受け入れた保有金はそのほとんどが払い出されてしまった。そうした状況の中で同年春ごろから本行の正貨準備を利用する案が極秘裏に検討されていたようである。⁽¹⁹⁾ 本行の正貨残高の表面計数は昭和12年末で8億円と、前年末比2.5億円の増加になっているが、これは前述の

とおり12年8月25日の評価換えの結果であり、同じ日に本行は3.5億円の金（新評価額による）を政府および横浜正金銀行に売却し、それらの金は同年末までに海外へ現送されていた。したがって昭和13年に入ってさらに本行正貨を払い出そうとすることには、政府や本行もかなり抵抗を感じたに違いない。それは単なる心理的抵抗感ではない。現実には本行の正貨残高が減少すれば内外における円の信用を損ない、戦時経済の運営をいっそう困難にする危険があった。かりに国内の動揺についてはなんとか押さえるとしても、対外信用の低下はクレジットの設定、外債募集等を困難にすることによって、ますます外貨繰りを苦しくする可能性があったし、わが国が経済的に追いつめられているとみられるならば、中国の抗日姿勢が軟化する可能性もなくなるとも考えられていた⁽²⁰⁾。

以上のような問題点については政府も十分意識していたものの、当時の外貨事情はいわば背に腹はかえられない状況にあったのであろう。当時の大蔵省案は、以上のような問題点を表面化させることなく（つまり本行の正貨残高計数を落とすことなく）、本行正貨を外貨調達に活用しようとするもので、その具体的方法は次の三つであった⁽²¹⁾。

第1案——日本銀行が正貨準備の一部を担保として外国銀行より外貨借入れを行い、その外貨資金を横浜正金銀行に預金するか、あるいはこれで外貨証券を購入して、これを同行に貸し付ける。

第2案——日本銀行が保有正貨の一部を現送のうえ、その売却代わり外貨をもってアメリカ・イギリス両国の証券を購入、日本銀行はこれを在外正貨とするとともに、横浜正金銀行にこの証券を貸し付け、同行にこれを担保に外貨借入れをさせる。

第3案——日本銀行は正貨準備の一部を政府（金資金特別会計）に買戻し条件付で売却するとともに、政府に対する金引渡請求権を金とみなして正貨準備に充当する。他方政府は日本銀行から移換された金を現送のうえ、これを横浜正金銀行に売却する。

以上の案がその後本行との間でどのように検討されたかは明確ではないが、結局実現したのは本行内に「外国為替基金」を置くという構想であった。その内容

については後述するが、この基金設置に関し本行は昭和13年7月13日大蔵大臣あて稟申を行い、同月19日付をもって認可を得た。この稟申書の最後の部分で、本行はこの基金設置に関連して、政府に対する要望事項を列挙しているが、その中では抽象的ながら日中戦争の基本姿勢にまで触れていた。これは本行として極めて異例なことと言わなければならないが、それは当時、本行が事態の推移をいかに深刻に受けとめていたかを物語るものといえよう。以下、その部分を抄記の形で紹介しておくことにしよう。⁽²²⁾

而して尚ほ茲に留意すべきは前述の如く正貨準備の重要性に鑑み此際一時相当額の準備正貨を解除するも将来更に之が統減を来すことを防止し又国際収支の改善に依り他日正貨の回復補填をも期待し得べき状勢の招来を企画することにして之が為には政治経済の諸政策殊に左記諸点等に付一層適切なる措置を講ずるの要あるを認む

(一) 事変に対処する根本方針

我国経済実力を考慮し今事変の前途及び其他の外交関係に付適確なる見透しを付くことを要す

- (二) 為替統制策の強化〔以下、説明は省略〕
- (三) 輸出振興策の徹底的遂行
- (四) 軍需品の経済的使用
- (五) 物資需給統制の強化
- (六) 物価騰貴抑制策の強化
- (七) 産金増加策の強化

以上の諸項目は準備正貨現送と不可分的に考慮すべきものにして若し斯る方法を講ぜず漫然内地正貨の現送を実行せば正貨を失ふも何等之に伴ふ収獲を得るに至らず、遂に国力の弾力性を失ひ対支事変の戦果を取捨し得ざるに至るの懼あるべしと思考す

この制度は7月23日から実施されたが、その具体的内容は以下のようなものであった。⁽²³⁾

イ、本行は昭和13年7月23日において3億円の金地金を「金地」勘定から「外国為替基金」勘定に組み替える。

ロ、本行は同日付で前項の金地金を横浜正金銀行に預入する。

ハ、横浜正金銀行は前項の金地金を逐次海外に現送のうえ、その売却代わり金を

本行からの外貨預かり金とする。

ニ、前項の外貨資金は本行の承諾またはその指図により特定の輸出品原料の輸入資金として外国為替銀行（横浜正金銀行を含む）に利用させる。

ホ、同外貨資金の補充は輸出代金の回収によって行う。

以上から明らかなように外国為替基金は輸出入回転基金ともいうべき性格のものであり、また運用事務については横浜正金銀行に担当させようというものであった。このため本行は7月23日付をもって横浜正金銀行と同基金に関する契約を締結し、3億円相当額（「金準備評価法」による評価）の金を同行に預入した。さらに横浜正金銀行はこの契約に基づいて昭和13年中にアメリカへ金現送を完了し、また翌14年10月26日にはその売却もすべて完了した。その売却代金は次のように横浜正金銀行に対する米ドルおよび英ポンド預金とされた。⁽²⁴⁾

	外貨預入金額	換算邦貨額
米ドル貨	55,920,174ドル54セント	204,573,844円59銭
英ポンド貨	8,753,602ポンド1シリング2ペンス	150,061,750円20銭
計		354,635,594円79銭

この基金の運用方針は昭和13年7月27日付をもって定められた。それによれば、前述のように輸出振興のためにこの基金を活用するという方針に基づき、次のような商品の輸入資金とすることになった。⁽²⁵⁾

イ、輸出入リンク制度の対象となっている商品

ロ、保税工場へ輸入するもの（商品の種類を問わない）

ハ、その他輸出を保証する方策が確立しているもの

この基金の利用状況をみると、当初は比較的低調で、とくに横浜正金銀行以外への利用は少なかった。同基金の昭和13年末の貸出残高をみると、横浜正金銀行への貸出が邦貨換算で約7800万円、同行以外の為替銀行（13年末までにこの基金を利用したのは、台湾・三井・第一の3行だけ）への貸出は約600万円に過ぎなかった。その理由としては、①横浜正金銀行以外の為替銀行の手もとは比較的余裕があったこと、②有力銀行は海外でこの基金の貸付金利（年2.5%）以下の金利で資金調達できたこと、③貸付期間が短いこと、④事務手続が煩雑とみられた

ことなどにあったようである。このため昭和14年2月には貸付金利の引下げ（年2.5%→2.0%）が行われ、貸付期間も4か月から6か月に延長されたほか、本行の承認があれば、さらに延長することも可能となった。また前記適用商品も拡大されたほか、事務手続の簡素化も図られた。こうした制度改正によるほか、後述のように外貨余裕資金の本行集中が進捗したため、同基金の利用はその後漸増することになった⁽²⁶⁾（表4-4）。なおこの基金に属する外貨は本行と横浜正金銀行との約定により、同行の一般為替資金が不足した場合にこれを活用できることになっていた。これが初めて実行されたのは昭和14年5月（金額40万ポンド）であるが、その流用額は昭和15年末では英ポンドで250万ポンド、米ドルで2950万ドルの多額に達した（昭和16年11月末残高はそれぞれ210万ポンド、2150万ドルと減少⁽²⁷⁾）。

表4-4 外国為替基金貸出残高

昭和 年・月末	英ポンド（単位：千ポンド）			米ドル（単位：千ドル）		
	横浜正金 銀行	その他為替 銀行	計	横浜正金 銀行	その他為替 銀行	計
13. 12	923	320	1,243	20,643	800	21,443
14. 6	4,920	3,130	8,050	11,500	9,050	20,550
12	5,770	2,643	8,413	12,500	4,900	17,400
15. 6	7,270	1,328	8,598	15,000	8,200	23,200
12	7,243	950	8,193	45,400	7,610	53,010
16. 6	5,380	500	5,880	34,500	4,140	38,640

（出所）日本銀行保有資料。

ところで前述のように昭和16年夏になると、わが国の対米英関係は決定的に悪化したため、わが国の第三国貿易は事実上不可能となり、外国為替基金の運用に伴う資金の受払いもまた不能となり、太平洋戦争勃発直後の同年12月末をもって同基金を廃止した⁽²⁸⁾。

外国為替の集中

前項の外国為替基金の創設が検討されていたころ、これと並行して外国為替資金の効率的な使用を図るために、為替の集中制度についても検討されていた。当時の「外国為替管理法」は政府に対し為替集中を行う権限を認めていたが、今回

集中措置を実施するに際しては、その権限を発動するという強権的な方法は避け、本行と為替銀行との契約によってそれを実行することになった。すなわち本行は以上の方針を昭和13年7月27日に決定し、翌28日付で大蔵大臣の承認を得て、8月1日付で本邦為替銀行⁽²⁹⁾11行と為替資金集中に関する契約を締結した（9月以降外国銀行もこの制度に参加）が、本制度の実施は外国為替基金の設置と相まって本行の為替市場統制力を、とくに横浜正金銀行との関係において強めることになった。本制度の概要は以下のようなものであった。⁽³⁰⁾

イ、為替持高の制限……為替銀行の為替買持高（海外店の円売りバランスを含む）のうち一定限度を超える金額は毎月末、日本銀行に売却すること。ただし次の取引に属するものは除外する。

① 「関東州」および「満洲国」において円貨または「満洲国」国幣を受授すべき外国為替取引

② 華北および華中において円貨または中国聯合準備銀行券表示資金を受授すべき外国為替取引

ロ、現金持高の節約……為替銀行が外貨資金に余裕が生じた場合には直ちに日本銀行に対し直売りまたは直売り先買いの乗換えを行うこと。

ハ、為替銀行はその外国為替取引に基づき必要とするときは、日本銀行に外国為替の売却を申し込むことができる。

ニ、為替銀行はその手もと外貨資金が逼迫した場合には、日本銀行に対し直買いまたは直買い先売りを申し込むことができる。

ホ、日本銀行と為替銀行の為替売買はすべて電信為替ベースとし、その幣種は米ドルおよび英ポンドに限る。

さらに本行は以上の制度により買入れた外貨のうち、米ドル資金については即日、横浜正金銀行に売却する扱いとしていたが、昭和14年8月以降は英ポンド資金についても同様な扱いとし、これら外貨の手持ちを避ける方針をとっていた。

この外国為替集中制度（資金集中制）は為替銀行の余裕金のみを本行に集中するものであり、為替の全面集中ではなく、為替銀行としては集中から除外された

常置資金については自己の責任でリスクをカバーしなければならなかった。しかしその後前述のように昭和14年9月の欧州戦争勃発以来英ポンド相場は軟化を続けるとともに、ポンドの自由為替市場は狭あい化したため、その持高のリスクをカバーすることがしだいに困難になった。こうした情勢から政府は、昭和16年5月に英ポンド相場の変動に伴う為替銀行のリスクをすべて政府が負担することにし、6月1日から「外国為替補償集中制度」を実施した。これは英ポンドおよび英系通貨（インド・ルピー等8種類）を対象とするもので、横浜正金銀行以外の為替銀行はその毎日の売却高または買入高のカバーを本行に求め、その持高をスクエアとするとともに、他方本行はこの為替取引のカバーを横浜正金銀行の集中勘定に求めた。また同行は自行の毎日の売却高または買入高も同行内の前記集中勘定に移し、集中勘定について生じた損失は政府の補償をうけることになった。さらにこの制度は7月1日以降拡大され、米ドルを含む12通貨にも適用された。⁽³¹⁾ こうして為替銀行は為替リスクから解放されたが、反面為替売買益を得る機会もなくなり、単に手数料を得るだけとなった。

為替管理の戦時体制化

戦時期において、わが国の為替管理はこれまでしだいに強化されてきたが、昭和16年4月12日法律第83号による「外国為替管理法」の全文改正はこの為替管理を飛躍的に強化し、いわば戦時為替管理体制を作り上げたものであった。それは昭和14年の欧州戦争勃発以降、各国が為替・貿易に関する統制を著しく強化したこと、さらに翌15年の日独伊三国同盟成立以後、わが国に対する重要物資の輸出禁止等、対日経済圧迫の様相が濃くなり、本邦資産凍結のおそれも出てきたこと、などの国際情勢の急展開に対応するための措置であった。⁽³²⁾

以下、この改正の要点を列記しておこう。⁽³³⁾

イ、対外決済に関する規制（第1条第4号ないし第6号、第4条）……外国との決済および外国と外国との間の決済について、その方法・条件その他必要な事項を命じうることにしたほか、為替銀行を通じない対外決済をも統制しうることにした。

第2章 戦時統制下の日本銀行

ロ、在外財産等に関する規制（第3条）……在外財産・外貨資金等に関して、政府の命令権を拡大し、従来から認められていた日本銀行その他政府の指定する者への売却命令、その他必要な処分命令のほか、新たに必要な事項についてはなんでも命じうることにした。これは敵性国家を利する事業の統制、物動計画に貢献する事業への援助、中国・「満洲国」等のインフレーションに乗じ在外資金を利用して巨利を博そうとする商社の取締まりなど、海外の事業活動を国策に沿うよう統制することをねらったものであった。

ハ、国際的な債権取立関係の規制（第1条第7号・第8号）……外国居住者に対する債権の取立て、取立ての依頼もしくは引受け、その反対の外国居住者のためにする債権の取立て、取立ての依頼もしくは引受けをすべて規制しうることにした。

ニ、外国人関係の本邦内における財産の取得・処分についての規制（第1条第9号・第10号）……外国居住者および本邦内に居住する外国人が本邦内において財産の取得や処分をすることについて、必要な場合はいつでもこれらを取り締まれるようにした。これは外国において本邦資産が凍結されたような場合、わが国でもそれに対抗する手段を講じうることにしたもので、事実この規定はアメリカ・イギリス等が本邦資産を凍結した直後の昭和16年7月28日に公布施行された「外国人関係取引取締規則」（大蔵省令第46号）という形で発動された。

ホ、為替管理事務に関する規定（第6条、第14条）……日本銀行その他政府の指定する者に対し、為替管理の一部を取り扱わせることができることにした。本行はすでにこの法律改正以前から事実上、為替管理の許可事務の一部を受け持っていたが、これはいわゆる「本行出張官吏制」によるもので、主務官庁の官吏が本行に出張して許可申請の決裁を行い、本行はその処理に協力するという建前であった。しかしこの改正により、本行は主務大臣からの委任を受けて許可事務を行いうることになり、昭和17年8月1日からその扱いが実施された。⁽³⁴⁾

以上のようにして戦時為替管理の体系ができ上がった。そこでは対外取引が全面的に政府の統制下に置かれた。したがって為替銀行の自主性は失われ、同時に外国為替取引に伴うリスクからも免れた。そして為替銀行は本行とともに為替管

理実施の一翼を担うことになった。それは国内金融業務に対する統制、とくに全国金融統制会下のそれと軌を一にするものであったといえることができる。

円貨決済制の拡大

昭和16年7月のアメリカ・イギリス等による本邦資産凍結や、さらにこれに続く太平洋戦争開始によって、ニューヨークやロンドンを通ずる資金操作や決済は不可能となった。16年4月に改正された「外国為替管理法」第4条が政府に対し対外決済の方法、条件等に関する命令権を付与したのは、こうした事態を予想したものであった。また同年7月の「財政金融基本方策要綱」も新しい情勢に対応して「三、金融政策の変革 (六)外国為替政策の改革」の項において「諸外国との決済並びに金融関係を円滑ならしむる如き協定の締結に努むること⁽³⁵⁾」と述べている。それは具体的には円貨による決済機構の確立を指向するものであり、そうした動きはすでに昭和15年から始まっていた。

その第1は、昭和15年12月24日に横浜正金銀行とオランダ領東インドのジャワ銀行 (Javasche Bank) との間に締結された、いわゆる「日蘭印銀行間金融協定」であった。この協定は横浜正金銀行がジャワ銀行にギルダー貨で、またジャワ銀行は横浜正金銀行に円貨でそれぞれ当座勘定 (無利子) を設定し、相互に必要なに応じてギルダー貨資金または円貨資金を供給し、残高は相殺するというもので、両国間の取引はすべてこの勘定を通して決済することになった (円対ギルダーの相場は100円につき44ギルダー30セント)。この協定は昭和16年1月1日から実施され、これにより、わが国は受払とも円貨によることになったわけである。なお、横浜正金銀行のギルダー貨勘定およびジャワ銀行の円貨勘定の残高が一定額 (200万ギルダーないし450万円) を超えた場合には、その超過額を米ドルで決済することになっていた⁽³⁶⁾。当時、わが国は石油、ゴム等軍需物資を豊富に産出するオランダ領東インドとの貿易を非常に重視していたから、この金融協定締結もその表われとみることができよう。しかし当時わが国とオランダ領東インドとの通商交渉は難航しており、昭和16年6月にはその交渉は打ち切られた。このような情勢から昭和16年上期の対蘭印貿易は、わが国の大幅な出超となり、結局横浜

第2章 戦時統制下の日本銀行

正金銀行は同年上期中に1500万ドルの米貨を受け取った。しかもオランダ領東インドは7月27日、この協定の廃棄を通告し、さらに翌28日には本邦資産を凍結したので、ここにこの勘定の機能は停止した。⁽³⁷⁾

昭和16年5月6日には日本政府とフランス政府の間で「日本国印度支那間関税制度、貿易及其ノ決済ノ様式ニ関スル日仏協定」が締結された。この協定により日本とフランス領インドシナ間の決済は一定限度までそれぞれ円貨またはピアストル貨で支払い、第三国通貨を仲介させず、横浜正金銀行とインドシナ銀行(Banque de l'Indochine)に設けられる特別勘定の振替操作によって清算することになった。そしてそのための金融協定が7月4日、両行の間で成立した。⁽³⁸⁾このほかアルゼンチン、チリ等中南米諸国との間にも同じような内容の支払協定が成立したが、イギリス・スウェーデン・ソビエトとの支払協定交渉はすべて失敗に終わった。また上述の実際に成立した支払協定の場合でも、その運用にあたっては当時の国際情勢を反映して、種々派生的な問題が生じた。⁽³⁹⁾いまやわが国は国際的に孤立し、その対外経済関係もほとんど、いわゆる東亜共栄圏内に限定されることになった。

- (1) 横浜正金銀行「毎半季為替及金融報告」(前掲『日本金融史資料』昭和編第28巻、昭和45年、所収)217ページ。
- (2) 日本銀行保有資料『為替相場にかんする為銀協定関係その1』。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (3) 日本銀行保有資料。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (4) 前掲「満州事変以後の財政金融史」170ページ。
- (5) R. S. Sayers, *The Bank of England 1891-1944*, Vol. 2 (Cambridge, 1976), p. 567.
R. S. セイヤーズ著、西川元彦監訳『イングランド銀行—1891-1944年—』下巻、東洋経済新報社、昭和54年、777ページ。
- (6) 東京銀行『横浜正金銀行全史』第4巻、東京銀行、昭和57年、546ページ。
- (7) 同上、548ページ。
- (8) 日本銀行外国為替局長『本邦為替政策について』昭和14年9月12日(「臨雲文庫」より山形県立図書館へ寄託中のもの)。
- (9) 前掲『横浜正金銀行全史』第4巻、548～550ページ。
- (10) 昭和13年中におけるわが国貿易の決済通貨系統別割合は次のとおりであった(『東洋経済新報』第1894号、昭和14年11月4日、17ページ)。

4. 金・為替の統制と国際金融政策

	輸 出	輸 入
円 ブロック	43.3%	21.2%
ポンド・ブロック	36.5	37.7
ド ル・ブロック	20.2	41.1

- (11) 日本銀行保有資料『昭和十四年十一月部局長支店長会議関係書類』。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (12) 日本銀行保有資料。
- (13) 前掲「満州事変以後の財政金融史」171ページ。
- (14) 前掲「日本銀行調査月報」昭和15年5月、825ページ、828ページ。
- (15) 前掲「満州事変以後の財政金融史」260～261ページ。
- (16) 前掲『昭和財政史』第13巻、433～434ページ。
- (17) 同上、434ページ。
- (18) 日本銀行保有資料。
- (19) 大蔵省『日銀正貨準備ノ一部流用ニ関スル件』昭和13年6月14日（「臨雲文庫」より山形県立図書館へ寄託中のもの）。
- (20) 同上。
- (21) 同上。
- (22) 日本銀行保有資料。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (23) 同上。
- (24) 同上。
- (25) 同上。
- (26) 同上。
- (27) 同上。
- (28) 同上。
- (29) 為替資金集中に関し本行と契約した外国為替銀行11行は、朝鮮・横浜正金・台湾・第一・第百・野村・安田・三和・三井・三菱・住友の各行である。
- (30) 日本銀行保有資料。
- (31) 同上。対象幣種は米貨・カナダ貨・アルゼンチン貨・ブラジル貨・フィリピン貨・オランダ領東インド貨・フランス領インドシナ貨・スイス貨・スウェーデン貨・ドイツ貨・イタリア貨・フランス貨であった。
- (32) 前掲「満州事変以後の財政金融史」172ページ。
- (33) 前掲『昭和財政史』第13巻、295～297ページおよび前掲「満州事変以後の財政金融史」172ページ。
- (34) 日本銀行保有資料。
- (35) 前掲『日本金融史資料』昭和編第34巻、昭和48年、154ページ。

- (36) 前掲『昭和財政史』第13巻、306～311ページおよび前掲『横浜正金銀行全史』第4巻、659～661ページ。
- (37) 前掲「每半季為替及金融報告」297～298ページ、323ページ。
- (38) 前掲『昭和財政史』第13巻、311～312ページおよび前掲『横浜正金銀行全史』第4巻、749～752ページ。清算の方法は毎月末相殺後残高500万円を超える部分につき米ドルで決済することにしたが、アメリカの本邦資金凍結後は金または自由円および自由ピアストル貨で決済することになった。なお換算率は100ピアストル対98円とされた。
- (39) 前掲「每半季為替及金融報告」331～332ページ。

(3) 金に関する政策

産金奨励と金集中

国際収支が恒常的に赤字を続ける中で、為替相場の安定を確保しようとするれば、どうしても金の海外現送を続けなければならないし、そのためには金の増産を図らなければならない。こうした見地から、政府はすでに述べたように、日中戦争勃発直後の昭和12年（1937年）8月に「産金法」を制定した。この法律は、金の生産から使用に至るまでを政府の統制下に置くとともに、金生産を奨励することをねらいとしたものであった。

この法律によって政府が買い上げる金は金資金特別会計に受け入れられるが、この買上価格は8月25日の大蔵省告示により「純金ノ量目一グラムニ付」3円77銭と定められた。これは「日本銀行金買入法」に基づく昭和12年5月15日実施の⁽¹⁾価格をそのまま採用したものであった。その後政府は昭和13年5月2日から、この価格を3円85銭と8銭引き上げたが、金価格の引上げはこれ以後行わなくなり、各種補助金の支出によって産金を奨励する政策がとられた。もっとも、昭和14年10月に行われた円のポンド・リンクからドル・リンクへの移行によって、上記政府買上価格は国際市価との間に開きを生じたこともあり、政府は11月、増産金買上価格割増制度を実施し、個々の産金業者の対政府売却量のうち一定割合を超える部分に対しては1グラムにつき1円ないし2円の割増金を支払うことにな⁽²⁾ったので、見方によってはその後も事実上価格引上げが行われていたともいえ